

## 「防衛庁設置法等の一部を改正する法律案」に反対する声明

1 2006年6月9日、政府は、自衛隊の国際活動を本務化し、防衛庁を防衛省へ昇格させることを主な内容とする「防衛庁設置法等の一部を改正する法律案」を国会へ提出し、今臨時国会での成立を狙っている。

2 防衛庁が省となることは、単にその名称が変更されるということではない。

内閣府の一外局の「庁」から独立した「省」になれば、「防衛大臣」は、内閣府の主務大臣である総理大臣を通すことなく、直接、法律・政令の制定・改廃のための閣議開催要求、省令制定、予算要求が可能になるなど、その権限が著しく拡大される。これは統合幕僚監部の新設と相まって、我が国に実質的な「軍部」を設けるに等しい。我が国が、防衛庁を省とせず、内閣府の一外局としてきたのは、先の侵略戦争における軍部の独善・暴走の惨禍を教訓として、憲法の制約のもと総理大臣直属の庁にしておくことが適切であるとの判断に基づくものであった。この教訓を忘れ、防衛省の創設によって、米軍と一体となり、強大な権限を持った「軍部」を生み出すことは、その独善・暴走の危険に再び直面することを意味する。

そればかりか、法案によれば、これまで内閣府の長（内閣総理大臣）の権限であった、「防衛出動下令前の行動関連措置としての物品の提供」、「後方地域支援としての物品の提供」、「米軍に対する物品の提供」、「防衛出動時における物資の収用等を行う地域の告示」等は、新たに、「防衛省」の主務大臣である「防衛大臣」の権限とされることになる。このように「防衛大臣」は、有事等の際に、具体的かつ現実的に強大な独立の権限を与えられることとなるのであって、現行法上の「シビリアンコントロール」が骨抜きにされる危険性が高い。

3 また、同法案中の自衛隊法「改正」案は、周辺事態法に基づく「米軍支援」や「国際平和協力活動」を自衛隊の「本来任務」にするとしている。これは、「国土防衛のための最小限の防衛力」であったはずの自衛隊をアメリカとともに海外で戦争をする「軍隊」へと、その根本から変容させようとするものである。

現行自衛隊法では、「国際平和協力活動」等は「付随的任務」とされているところ、法案は、「周辺事態における後方支援」、「船舶検査活動」、「国際緊急援助活動」、「国際平和協力業務」、「テロ対策特措法に基づく活動」、「イラク特措法に基づく活動」などを自衛隊の「本来任務」に位置づけるものとしている。

これらの「活動」は自衛隊の海外派兵を前提とするものであって、これらが本来任務化されることにより、自衛隊の組織・装備・活動・訓練等は、その性質を根本から変え、海外派兵のための「軍隊」として、より本格的なものになっていくことは必定である。

また、法案は、これまで「付随的任務」とされていた「機雷等の除去」までも「本来任務」化しようとしている。これは本来、第二次大戦で日本近海に敷設された機雷等を除去するのが目的だったのであり、活動としてはほとんど終了しているはずのものである。それを今回、本来任務化するのには、湾岸戦争後に行ったペルシャ湾への掃海艇派遣のような活動を行うためであり、今後も海外での掃海作戦に荷担することを明示するものにほかならない。

このような法案を成立させることは、我が国の周辺国に過大な緊張を与え、周辺国の更なる軍拡の呼び水となり、東アジアにおける取り返しのつかない軍拡競争を生み出すことも懸念される。

4 2006年5月1日、日米両政府は、自衛隊を米軍と一体化させ、地球的規模での日米共同の先制攻撃態勢を前提とした「日米同盟の変革・在日米軍再編」の共同文書に最終合意した。法案は、そのような先制攻撃態勢を前提とした日米軍事同盟を具体化し、推進する機構づくりの目的を持つものであり、このような法案が、非武装平和主義による戦争放棄を定める憲法第9条及び前文に違反することは明白である。

自由法曹団は、憲法の条項及び精神を無視し、我が国を米国と一体となって海外で戦争する国へと変容させる本法案に断固として反対するものである。

2006年11月14日

自由法曹団団長 松井 繁明